



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

貸付事業



貸付対象 (次の要件をすべて満たす方)

- * 母子家庭の母または父子家庭の父
- * 高等職業訓練促進給付金を受給中の方
- * 原則として京都府に住民登録をしている方で将来京都府内等で取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

申請手続き

- * 高等職業訓練促進給付金支給申請と併せて、福祉事務所（各市区福祉事務所、町村域は府保健所）を通じて行います
- * 入学準備金、就職準備金をあわせて一括の申請となります

貸付限度額

- * 入学準備金 **50万円**以内
(養成機関への入学に必要な貸付金[授業料は除く])
- * 就職準備金 **20万円**以内
(養成機関の課程を修了し、資格取得後、就職にあたり必要な貸付金)

貸付金の送金

- * 入学準備金 貸付案内送付後、借用証書・印鑑証明を提出された後
- * 就職準備金 資格取得合格通知等の写しを提出された後

利子

- * 保証人を立てる場合
無利子
- * 保証人を立てない場合
返還の債務の履行猶予期間中は無利子、
履行猶予期間経過後は年1%
(原則保証人1名が必要)

返還免除

下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます

- ① 養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職
(やむを得ない事由で国家試験が受験できなかった場合または合格できなかった場合には、養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日から1年以内に就職)
- ② 京都府内等において、取得した資格が必要な業務に5年間従事

* 5年間従事できなかった場合・資格取得できなかった場合・養成機関を修了できなかった場合等は、それらの事由が発生した月の翌月から返還が必要です

募集人数

当該年度の予算の範囲内

